

日本國民

日本國民は我等自身と子孫の爲に、諸國民との間に平和的協力を成り立たせ、日本國全土に亘つて自由の福祉を確保し、政府の行爲に於て、再び戦争の惨禍が発生しないやうにすることを國會に於ける正當に選舉された代表者を通じて決意した。

我等は國民の總意が至高なものであることを宣言し、ここに此の憲法を制定確立する。そもそも國政は國民の崇高な信託に依るものであり、其の權威は國民に由來し、其の權力は國民の代表者が之を行ひ、其の利益は國民が之を受けけるものであつて、之は人類普遍の原理であり、此の憲法は此の原理に基くものである。我

等は此の憲法に反する一切の法令と詔勅を廢止する。

日本國民は常に平和を欲し、人間相互の關係を支配する高遠な理想を深く自覺するものであつて、我等の安全と生存を維持する爲に平和を愛する世界の諸國民の公正と信義に信頼しようと決意した。我等は、平和を維持し、專制と隷従と壓迫と偏狹を地上から永遠に拂拭しようと努めてゐる國際社會に伍して、名譽ある地位を占めたいものと思ふ。我等はすべての國の國民が均しく恐怖と缺乏から解放され、平和の裡に生存する權利を有することを確認する。

我等は、何れの國も單に自國に對してだけ責任を負ふものではなく、政治道德の法則は普遍的なものであると信ずる。此の法則に従ふことは自國の主權を維持し、他國と

對英關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。
日本國民は、國家の名譽に懸け、全力を擧げて此の高
遠な主義と目的を達成しようと誓ふ。

第一章 天皇

第一條 天皇は日本國の及び日本國民統合の象徴であつて、此の地位は日本國民の至高の總意に基く。

第二條 皇位は世襲のものであつて、國會の議決した皇室典範の定める所に依り之を繼承する。

第三條 天皇の國務に關するすべての行為には内閣の補佐と同意が必要であつて、内閣が其の責任を負ふ。

第四條 天皇は此の憲法の定める國務だけを行ひ、政治に關する權能を持たない。

天皇は法律の定める所には、其の權能を委任することが出来る。

第五條 皇室典範の定める所に依り攝政を置くときは、攝政は天皇の名で其の權能を行ふ。此の場合には前二條の規定を準用する。

第六條 天皇は國會の指名に基いて内閣總理大臣を任命する。

第七條 天皇は内閣の補佐と同意に依り國民の爲に左の

國務を行ふ

一 憲法改正、法律、政令及び條約の公布

二 國會の召集

三 衆議院の解散

四 衆議院議員總選舉を行ふことの公示

五 國 大臣、大使及び法 官の定むる其の他の官吏の任
認證

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の認證

七 榮典の授與

八 外國の大使及び公使の接受

九 式典の舉行

第八條 國會の議決に基かなければ、いかなる財産も白王室
に之を譲渡し、又は皇室より之を譲受けることが出来ない。

第二章 戦争の放棄

第九條 國の主權の行使として行ふ戦争及び武力に依る

威嚇又は武力の行使を他國との間の紛争の解決の手段
とすることは永久に之を放棄する。

陸海空軍其の他の戦力の保持は之を許さない。國の
交戦権は之を認めない。

第三章 國民の權利及び義務

第十條 國民はすべての基本的人權の享有を妨げられ
ない。此の憲法が國民に保障する基本的人權は侵
すことが出来ない永久の權利である。現在及び將來の
國民に與へられる。

第十一條 此の憲法が國民に保障する自由及び權利は國
民の不斷の努力に依つて之を保持すると共に、國民は